

上野原市

猫の飼育・管理に関するガイドライン

令和6年6月

【目次】

1 はじめに.....	1
2 人と猫の関わり.....	2
3 猫の定義.....	2
4 猫の本能・習性.....	3
5 飼い猫の適正飼養.....	4
6 猫を迷惑に思っている方へ.....	6
7 地域猫活動について.....	7
8 猫の飼育・管理に関する基本的な考え方.....	12
9 災害時への備えについて.....	12

1 はじめに

上野原市には、「近所に猫が増えて困っている。」「ふん尿や鳴き声により困っている」など、飼い主のいない猫による被害の相談が多く寄せられています。これらの飼い主のいない猫に関する問題は、元々一部の無責任な飼い主が猫を捨てたり、不妊去勢手術をせずに屋外で飼育していて外で子猫が生まれてしまったりしたことが原因にあります。そして、そのような子猫に「かわいそう」という理由から無秩序にエサを与えてしまった結果、望まれず生まれてくる子猫をさらに増やしています。飼い主のいない猫が増えてしまうと、今まで気にならなかったふん尿や鳴き声も迷惑に思うようになり、動物が好きな人でさえも猫が嫌いになってしまう場合があります。また、飼い主のいない猫に対しての思いの変化から虐待を誘発することに繋がることも懸念されます。さらに地域の中で、迷惑を受けている人と猫にエサを与えている人との間でトラブルに発展する場合があります。

「山梨県動物の愛護及び管理に関する条例」では、猫の飼い主が守るべきこととして、遺棄しないこと、公園や道路等公共の場所や他人の土地、建物等を汚損又はき損しないよう努めること、屋内飼養に努めることなどが定められています。

上野原市では、そんな猫による問題を地域で解決するため、「地域猫活動」と呼ばれる方法の支援が進められるようになってきました。

このガイドラインでは、山梨県が策定した「ねこの適正飼養ガイドライン」を基に猫の飼育に関する基本的なルールを示すとともに、飼い主のいない猫と共存するため、地域猫活動についての基本的な考え方、手法などを記載しています。猫の飼育に関するトラブル解決に取り組むとともに飼い主のいない猫による迷惑やトラブルを減らしたい人やかわいそうな猫を減らしたい人が、ともに地域の環境保全

問題として取り組む際、このガイドラインを活用していただければ幸いです。

2 人と猫の関わり

猫は古代エジプトにおいてリビアヤマネコを家畜化したものとされており、穀物をネズミなどから守る目的で飼育されたと考えられています。

日本に猫が移入してきたのは、奈良時代と言われており、中国から貴重な教典を輸入する際、ネズミから教典を守るために一緒に連れてこられたという説が有力で、平安時代まで猫は貴族階級で大変珍重されていたようです。

明治時代に入ると、ペストが流行したことから、ペスト菌を運ぶネズミを退治するため猫を飼うことが当時の政府により推奨され、日本国内での猫の飼養数は増大しました。

このように、猫は昔からネズミを捕まえるために人に飼養されており、家の中も外も自由に動き回れるのが一般的でした。外を自由に歩き回る猫が、家の外で繁殖することによって野良猫が増えていきました。

しかし、現在では、猫をネズミ捕りのために飼うことは少なく、多くの方は家族の一員として生活を共に過ごす愛玩動物として飼育されています。ネズミを捕るという理由がない以上、猫を外に出す理由もありません。

3 猫の定義

(1) 人間との関わり方によって、猫を以下のとおり分類します。

- ・ 飼い猫・・・飼い主が明確であり、飼い主からエサをもらって生活してる

猫。室内のみで飼養されている猫の他、室外への出入りが自由な状態で飼養されている猫も含まれます。

- ・ 飼い主のいない猫・・・特定の飼い主がなく、地域に住みついている猫。
- ・ 地域猫・・・地域の理解と協力を得て、地域住民の認知と合意が得られている特定の飼い主のいない猫、その地域のルールに基づいてエサやりやふん尿の管理、不妊・去勢手術の徹底、周辺美化など適切に飼養管理し、一代限りの生を全うさせる猫を指します。本来望ましい状態にない地域における飼い主のいない猫を減らし、猫に関する問題を減らす方法として現在広まっている飼養形態の一つです。

4 猫の本能・習性

(1)夜行性

活動は夜間活発になります。昼間は寝ていることが多いようです。

(2)繁殖

メスは生後 5, 6 ヶ月程度で繁殖能力を備えます。年に 2, 3 回妊娠し、1 回に 4 ~6 匹出産します。オスは 5, 6 ヶ月程度で発情するようになり、メスの発情に誘われて発情します。

(3)鳴き声

コミュニケーションの一つで、猫同士の会話のほか発情期の誘い、威嚇や警戒な

ど様々な表現を行います。

(4)マーキング

擦りつけや尿スプレーなどに臭いによるコミュニケーション方法です。特に縄張り意識の強いオスが尿スプレーをしますが、メスでもする場合があります。

(5)爪とき

気分がリラックスしたときや高揚したとき、爪の新陳代謝やマーキングが行われるときに見られる本能的な習慣です。

(6)トイレ

やわらかい土、砂地を好む傾向があります。ただし、市に寄せられる情報ではアスファルトの上でもふんをすることがあるようです。

5 飼い猫の適正飼養

(1)室内飼養をする

猫を外に出さないと窮屈でかわいそうだと考えている方が多いですが、猫は安心して過ごせる心地よい空間があれば、その広さは家ぐらいで問題ありません。上下運動ができるように家具の位置を工夫したり、人の目線より上にもくつろげるスペースを作ってあげることで、猫は楽しく暮らすことができます。市販のキャットタワーなどを設置するのもよいでしょう。

爪とぎは猫の習性であり、やめさせることはできませんので専用の爪とぎを用意しましょう。爪とぎされて困る場所には、市販の爪とぎ防止シートをはったり、猫の嫌がる臭いのスプレーをかける等してみましょう。

猫を外に出すことは、猫を多くの危険にさらすこととなります。交通事故、猫同士のけんかによるケガ、感染症などが原因で死んでしまうことさえあるのです。また、外に出ている間は縄張りを守るため、常に他の猫に注意を払わなければならない、猫にとってはストレスの多い状況ともいえます。

(2)不妊・去勢手術をする

望まない繁殖を防ぐため、不妊・去勢手術を行ってください。

生後6ヶ月頃までに手術をすることで、生殖器の病気や性ホルモンの影響による病気のリスクを低くし、発情に伴う鳴き声を減らすことができます。また、精神的にも安定して温和な性格になり、ストレスが減少します。オス猫の場合には、トイレ以外の場所での排尿(スプレー)行為が軽減され、飼いやすくなります。

(3)所有者明示をする

名札や首輪に飼い主の連絡先を記入しておくことで、万が一猫が失踪してしまった場合にも、身元がわかり、飼い主に返すことができます。

室内飼養をしていても、何かの拍子に家から出てしまい戻れなくなってしまうたり、災害によって飼い主と離ればなれになってしまうことも考えられます。

猫の場合、首輪を付けていても木の枝などに引っかかってとれてしまうことがあります。また、思わぬ事故を防ぐため、一定以上の重さがかかると外れる仕組みの

首輪の普及も進んでいることから、マイクロチップの埋め込みをしておく、より安心です。

(4)最後まで飼う

猫も家族の一員です。人間に飼われていた猫は野良猫として生きていくことはできません。飼い始めたからには、猫の一生に責任を持たなければなりません。

どうしても飼い続けることができなくなってしまった場合には、必ず新しい飼い主を探してください。猫を捨てることは動物の愛護及び管理に関する法律により禁止されており、違反すると一年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられます。

6 猫を迷惑に思っている方へ

猫を迷惑だと思ふ多くの理由は、庭の草木にイタズラをされた、庭にふんをされた、ゴミ収集場所を荒らされた、発情期の鳴き声がうるさい等ではないでしょうか。迷惑を受けた方の中には、「猫がいなくなればいい」、「猫を捕まえて処分してほしい」と考える方もいるかもしれません。しかし、猫が増える原因を解決せずに、猫を捕まえて処分するだけではまたすぐに元の状態に戻ってしまいます。猫が嫌いな方も、猫に関心がない方も、地域の皆さんが地域の環境問題として猫の問題を考え、協力して取り組むことが大切であり、問題解決に向けた第一歩となるはずです。

飼い主のいない猫の管理を適切に行い、数を減らすことができれば被害は少な

くなりますが、今ある被害を減らす方法として自宅敷地内に入られない方法を紹介します。なお、効果は個体差によります。

- ・市販の猫忌避剤、食用酢、木酢液等をまくか、スポンジにしみこませた物を置く。
- ・ハーブ、柑橘類の皮、唐辛子、コーヒーかす等、猫が嫌う臭いのものを散布する。
- ・お米のとき始めの濃い汁をふん尿をされる場所に散布する。

7 地域猫活動について

地域猫活動とは、地域住民と飼い主のいない猫との共存を目指し、不妊去勢手術を行ったり、新しい飼い主を探して飼い主にしていくことで、将来的に飼い主のいない猫をなくしていくことを目的としています。ただし、実際に数を減らしていくためには、複数年の時間を必要とします。地域猫活動は「猫」の問題ではなく「地域の環境問題」としてとらえ、考えていく必要があります。

地域猫は野良猫とは異なります。えさ、水やりの場所が決められ、排泄物の処理や周辺の清掃なども行われます。不妊去勢手術が行われることで数が増えることを抑えられます。

地域住民は猫による被害を十分に理解し、排除するのではなく、飼育管理をすることで野良猫によるトラブルをなくするための試みであることを理解しなければなりません。

(1)地域猫活動において必要なこと

地域猫活動は将来的に飼い主のいない猫をなくすことを目的としています。ただし実際に数が減るには何年もの時間を必要としますので、次の点に注意が必要です。

・猫だけの問題ではなく、地域における環境問題として取り組むこと。

・地域住民及び地域の自治会の理解を得て取り組むこと。

・地域の実情に合わせた対策とルール作りをすること。

(2)役割

① 猫の世話をする人:適切なエサやりやふんの処理など、猫の管理、不妊(またはグループ) 去勢手術の実施、個体式別管理を行い、活動に取り組む主体。

② ボランティア: 飼い主のいない猫を減らすという目的に賛同し、募金活動やバザーなどに協力するほか、地域住民に対する地域猫活動の周知啓発。

③ 上野原市: 「上野原市猫不妊・去勢手術費補助金交付要綱」に基づいた助成、猫の飼育・管理に関するガイドラインの普及、適正飼育の指導、苦情対応、住民と関係者の連絡調整、ボランティアへの支援、地域の進捗状況の把握など。

(3)地域の協力

地域猫活動の実態には、地域住民の理解が必要であり、地域の自治会の協力が

重要です。まずは、地域の人々に十分に活動の趣旨を説明し、理解を得た上で行いましょう。地域で話し合いを行う場合は、実際に活動を行う方、自治会、猫が苦手な方や猫の管理に反対する方にも同席してもらうことにより、より理解を深めた上での活動が可能となります。

事前に関係者が集まり、地域の現状を確認した上で、どのような活動を行うか検討し、意思を統一してから活動を始めることが必要です。

(4)活動のルール作り

活動に参加される方々で役割分担、ローテーションを決めて無理なく活動が続けられるような体制を作ります。

問題が発生した場合に対処するため代表者を決め、連絡先などを明確にしておきます。苦情や意見があった場合には記録として残しておくことで後で役に立ちます。

地域猫活動を行うことが決まったら、猫の世話をする人(グループ)や地域住民などの理解深化のため、説明を行うことが望ましいものとなります。

(5)実際の活動について

① エサやり

適正な状態で実施されるエサやりは、飼い主のいない猫を減らすための活動の1つとなります。エサやり場、エサやりの時間を決め、エサは猫が食べきれぬ量だけ与え、食べ終わるのを待って容器を回収し周辺の掃除をしましょう。エサを置いた

まま放置すると、カラスが来たりハエやゴキブリ等の害虫発生や悪臭の原因となるので絶対やめましょう。

残飯を与えると、人間の食べ物の味を知ることによりゴミをあさるようになったり、ふん尿の悪臭を誘発することがありますので、キャットフードを与えるようにしてください。

② トイレの設置

周辺住民の迷惑にならない場所にトイレを設置しそこで排泄させるようにしましょう。猫が好みそうな物陰に、猫のトイレ砂や軟らかい土などを入れたトイレ(発泡スチロール製の箱やプランター等でも代用可)を設置します。協力者の家の敷地内が最も苦情の出ない場所でしょう。

排泄物は速やかに片付け、トイレは常に清潔を保ちます。また、定期的にパトロールを行い、トイレ以外の場所で排泄している場所にも速やかに清掃しましょう。トイレ以外の場所での排泄が多く見られる場合には、トイレの設置場所を再検討してください。

③ 不妊・去勢手術

地域猫活動に不妊去勢手術は不可欠です。オス、メスともに性成熟する生後6ヶ月前までに手術を行うことが望まれます。

飼い主のいない猫の寿命は4～5年といわれていますので、地域内にいる飼い主のいない猫すべてに不妊去勢手術を行えば、だんだんと数が減っていくことになります。また、手術をすることで性格がおとなしくなり、発情期の鳴き声やマーキ

ング等も抑えることができます。

飼い主のいない猫の不妊去勢手術は、猫の捕獲が予定通りにはいかないことや、飼い猫と違い非常に興奮して暴れたり病気の感染源となる可能性があることから獣医師にとっても負担が大きいようです。事前に活動に協力してもらえる動物病院を探しておく必要があります。

手術後は耳カット等の方法で手術済の猫と未実施の猫を見分けられるようにしておきましょう。また、手術のために捕獲した猫は必ず捕獲した場所に戻します。

④ 猫の管理等

世話をしている猫については、首輪や名札等の目印を付けて個体識別を行い、写真で特徴を把握し地図に個体数を記録します。健康状態の把握により異常を見つけた場合には、代表者に連絡するとともに必要に応じて獣医師にも相談します。

⑤ 猫の譲渡

人に馴れていて性格が温和な猫は、新しい飼い主への譲渡を勧めます。譲渡を目的とする場合には、できるだけ捕獲器を使わずに保護します。新しい飼い主には、終生飼養と適正飼養のための情報提供を行い、室内飼養するよう勧めます。譲渡を行う際には、トラブルを防ぐために、事前に飼い主がいない猫であることを必ず確認しておいてください。

8 猫の飼育・管理に関する基本的な考え方

- ・飼い主は、飼い猫を最後まで適正飼養することが前提であること。
- ・飼い主は、猫と最後まで家族の一員として過ごし、殺処分という不幸な事象を減少させること。
- ・猫が好きでない人や、猫を飼っていない人の立場を尊重すること。
- ・猫を排除するのではなく、命ある者として取り組むこと。
- ・飼い主のいない猫の数を減らしていくために取り組むこと。
- ・猫の問題を地域の環境保全問題として住民が主体的に取り組むこと。

9 災害時への備えについて

災害は、人だけでなく家族として共に生活する動物も被災することとなります。災害が発生したとき、猫と共にどのように避難するか、考えておく必要があります。

(1)災害への備えについて

① 室内での飼育

猫が、外に出かけているときに災害が起きたら、家族である猫の安全を確保することや避難の時に連れていくことも困難となります。

② 一緒に避難できる頭数であること

人が猫とともに避難できる頭数は限りがあります。一緒に連れて避難できる頭数は何頭かを日頃から考えておくことが必要となります。

④ 不妊去勢手術の重要性

避難所や仮設住宅で多くの猫が近くにいる中での生活において、不妊去勢手術をしていない猫は、ストレスを感じたり、トラブルの原因となることがあります。また、災害で飼い主とはぐれている期間に、妊娠・出産に繋がってしまうことも考えられるとともに、野良猫の増加の原因となってしまう可能性もあります。

⑤ 飼い主のもとに帰るための飼い主の明示・マイクロチップについて

飼い主のもとに帰れなくなる猫を減らすため、飼い主が分るようにしておくことが大切です。首輪が外れたときのためにマイクロチップが大きな力を発揮します。

⑥ ケージやキャリーバックに慣れさせておく

避難時においては、ケージやキャリーバックで過ごすことが多くなります。普段から入ることを嫌がらないように慣れさせておくことは、猫の避難生活でのストレス軽減に繋がります。

⑦ 普段からの健康管理について

避難所には、多くの人や動物が集まることとなります。普段から各種ワクチンや寄生虫対策を行い衛生環境を保っておく必要があります。飼い猫が普段から服用している薬を持ち出せるようにしておくとともに、ワクチンの接種状況などの記録をしておくことが重要です。

⑧ 避難生活で必要な物資の確保について

避難所においてペットの飼育に必要な物資は、基本的に飼い主が用意しておく必

要がありますので、ペットフードやトイレ用品など普段から猫が生活するのに必要な物資を備えておく必要があります。



猫の飼い方について

市には、「猫が敷地に入ってきて困っている」、「野良猫の糞尿で困っている」などの猫に関するお問い合わせを多くいただきます。間違った飼い方をしたために、猫のことでご近所トラブルになる事例も発生しています。猫を飼うということは、猫の命だけでなく社会に対しても責任を持つということです。愛情と責任を持って、最後まで面倒を見ましょう。

飼い主の責任

- ・猫は屋内で飼いましょう。
放し飼いをすると、交通事故や感染症、猫同士のケンカや迷子などの危険があります。また、近隣住民からの苦情につながる可能性もあります。
- ・首輪や迷子札、マイクロチップをつけましょう。
もし屋内から逃げ出しても、所有者明示があれば見つけ出せる可能性が高くなります。
- ・最後まで飼いましょう
猫も家族の一員です。人間に飼われていた猫は、野良猫として生きていくことはできません。飼い始めたからには、猫の一生に責任を持ちましょう。
- ・不妊去勢手術をしましょう
望まない子猫の繁殖のためにも、不妊去勢手術を受けさせることをおすすめします。不妊去勢手術は、なるべく早期に実施することが有効です。不妊去勢手術を受けさせることで、病気のリスクやトイレ以外での排尿(スプレー)行為が軽減されたり、オスの場合は温和な性格になる等といったメリットもあります。



猫の捕獲・引き取りについて

野良猫を捕獲してほしい、捕獲する機材を貸してほしい、野良猫が子供を産んだので引き取ってほしい、といった要望をいただきますが、市では猫が動物愛護管理法で愛護動物とされていることなどから捕獲および引き取りは行っておりません。



- ・動物を殺したり、傷つけた場合、5年以下の懲役または500万円以下の罰金に処されます。
- ・飼えないからといって、動物を捨てることは「遺棄」に該当し、1年以下の懲役または100万円以下の罰金に処されます。どうしても飼えなくなった場合は、里親を探しましょう。
- ・暴行を加える、エサや水を与えない、病気やケガを放置する、動物を過密状態で飼育し衰弱させる等の行為は、「虐待」です。これを行った者も、1年以下の懲役または100万円以下の罰金に処されます。



上野原市役所 市民部 生活環境課
〒409-0192 山梨県上野原市上野原3832 Tel:0554-62-3114

ペットを飼っている皆さまへ

－災害時のペットとの同行避難について－

災害時、あなたとあなたの大事なペットを守るために、
いま、できることを考えましょう

飼い主がいま、やるべきことは？



- ワクチン接種や寄生虫の駆除など、健康面のチェックを
- 最低限のしつけや、ケージに慣らす訓練、マイクロチップなどによる所有明示を
- 住宅の災害対策や、フード、トイレシートなどのペットの避難セットの準備を
- ペットの受入れ対応を含め、事前に避難場所の確認を

もし被災してしまったら？



- 災害時にはペットを落ち着かせ、迷子にさせないように注意して、ペットとともに同行避難を

自治体の避難指示等には従う必要があります

ペットが理由で避難しないことは、自分の安全を脅かすことにつながりますので、ペットと一緒に同行避難をしましょう

メモ

同行避難とは、避難所までの避難行動（行為）のことをいいます
避難所で、ペットと人が同じスペースで過ごすことなどの（同伴避難）を指すものではありません



詳しくは、「災害、あなたとペットは大丈夫？」人とペットの災害対策ガイドライン〈一般飼い主編〉をご覧ください。



令和2年8月作成